



Title	教育成果に関する評価指標の大学評価での扱いに関する考察：大学を対象とする認証評価機関への調査を中心として
Author(s)	齊藤, 貴浩; 望月, 太郎; 早田, 幸政
Citation	大阪大学大学教育実践センター紀要. 2010, 6, p. 9-26
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/7767">https://hdl.handle.net/11094/7767</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 教育成果に関する評価指標の大学評価での扱いに関する考察

～大学を対象とする認証評価機関への調査を中心として～

齊藤 貴浩・望月 太郎・早田 幸政

Education Outcome Indicators Required for University Evaluation:  
Surveys on “Accreditation” or “Certified Evaluation and Accreditation” for Universities

Takahiro SAITO, Taro MOCHIZUKI and Yukimasa HAYATA

Learning outcomes are one of the keys to quality improvement and information sharing concerning university education and research activities. This research investigated three quality assurance agencies for universities in Japan to clarify how they grasp the universities' learning and/or educational outcomes in their evaluation systems. The results show that the agencies are shifting their evaluation framework from "input and process" to "output and outcomes," and promoting the establishment of an internal quality assurance system within the universities based on the outcomes' measurement. These universities should develop their own learning outcome indicators suitable for their mission and purpose, and use them effectively to enhance their quality.

## 1. はじめに

大学教育の効果や成果は、どのように測ることができるのだろうか。学生は、知識、技術、態度などを大学での教育・学習で身につけ、それを楽しむとともに、得られた能力は知的資本として、生産性の向上や精神的豊かさといった形でその恩恵を享受することができる。これらの教育の成果は、多くの部分は目に見えず、多面的で、長期にわたって持続するのみならず、他者への移転などによって波及し、周囲や社会に影響を与える。このような教育の直接的・間接的成果のすべてを正確に測定することは、ほとんど不可能である。しかしながら、大学の質的向上や説明責任の遂行のためには、教育の成果の把握は避けて通れない。少なくとも、直接的な学生の学習による成果（学習成果：Learning Outcomes）についてだけでも比較可能な情報が得られれば、政府や高等教育機関、そして教育を受ける側の学生やその家族、卒業生を雇用する者にとって、より合理的な意志決定ができるようになる。

昨今、このような学習成果の把握についての政治的な動きが活発となっている。例えば、2006年9月、米国教育長官Margaret Spellingsが、“A Test of Leadership:

Chartering the Future of U.S. Higher Education”を発表した。大学関係者や産業界の代表者を集めて諮問委員会を形成し、定期的に議論を行った結果である。実際問題として、この報告は十分な効力を得られなかったものの、中等後教育機関は学生の学習成果を測定し、比較可能な情報として公開されるべきであるとする提言は、高等教育界にとっては衝撃的であった。

また、2006年には、経済協力開発機構（OECD）教育大臣会合（アテネ）においてOECD事務総長より高等教育版PISAの実現可能性について提案がなされ、2008年1月のOECD非公式教育大臣会合（東京）では、日本がOECDによる「高等教育における学習成果の評価（Assessment of Higher Education Learning Outcomes: AHELO）」のフィージビリティ・スタディに参加する意志があることを文部科学大臣が表明した。現在、2010年から2011年にかけてのフィージビリティ・スタディに向けて検討が進められており、日本は工学分野に参加することが計画されている（OECD 2009）。

また国内では、中央教育審議会が2008年12月の答申『学士課程教育の構築に向けて』において、明確な「学習成果」を重視する国際的な流れを踏まえつつ、我が国の学士の水準の維持・向上、そして教育の中身の充実を

図っていく必要があるとしている。

このように、大学教育の場においては、大学の教育活動をそのプロセスのみで点検・評価しても、社会からの期待に応えられなくなってきた。それは教育を提供する側だけの論理に他ならず、教育を受け、学習する側の視点や、教育・学習によって成果を身につけた学生(卒業生)、及び、その恩恵を受ける雇用者や社会の側からの視点こそが、これから教育活動の評価には必要となってくる。それを媒介するものこそが、教育の成果の指標である。

本研究の目的は、大学の教育成果の把握について、これまでにもっとも接近してきたと考えられる大学評価、とりわけ大学を対象とした認証評価の観点から、教育の成果の測定方法についての示唆を得ることにある。また、本調査研究を通じて、大学内部での適切な教育成果指標の使用について有意義な示唆が得られることが期待される。

## 2. 認証評価と教育の成果

2002年の中央教育審議会答申『大学の質の保証に係わる新たなシステムの構築について』において、「大学の教育研究活動等の状況について、様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関が、自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて明らかにすることにより、社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促す制度を導入すること」とされた。これは、大学が自らの判断と責任において質の高い教育研究活動を行うことができる競争的な環境が醸成されるよう、大学の設置等に関する規制を一層緩和するとともに継続的な第三者による評価体制を整備し、官民システム全体で大学の質を保証していくこうとしたものである。この答申を受け、2003年に大学の自己評価の記載とともに認証評価が学校教育法に盛り込まれ、すべての大学、短期大学、高等専門学校は7年以内ごとに（専門職大学院は5年以内ごとに）、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）の評価（認証評価）を受けなければならないこととされた。

大学の評価を行う機関が文部科学大臣から認証を受けるためには、その大学評価基準が学校教育法ならびに大学設置基準等に適合していることに加え、大学評価基準に、1) 教育研究上の基本となる組織に関する事項、2) 教員組織に関する事項、3) 教育課程に関する事項、4)

施設及び設備に関する事項、5) 事務組織に関する事項、6) 財務に関する事項、7) 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事項の事項が認証評価を行うものとして定められていることが必要とされている（学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令）。そのため、必然的に認証評価機関の大学評価基準は似通ったものとなっているのだが、その要件の中に、教育の成果に関する事項は明示されていない。

認証評価機関は、教育の質保証（一般に最低限の質保証と、質の向上の二つが含まれるのが常である）の目的のため、主に教育の実施プロセスを中心として評価を行うよう制度設計がされているものと考えられる。そして、教育の成果に関しては、学校教育法の大学の目的と大学院の目的、そして大学設置基準と大学院設置基準に示された課程の目的や編成方針といった、かなり抽象的な法律上の記述に拠りつつ、各大学が定めた大学の目的等によってその教育の狙いを把握し、評価することとなる。つまり、教育の成果の把握・評価は法的には規定されておらず、各認証評価機関の裁量に大きく委ねられていることになる。

## 3. 方法

現在、日本国内で大学（短期大学及び専門職大学院を除く）を対象とする認証評価機関は3つある。すなわち、財団法人大学基準協会（以下、JUAAと略記）、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、NIAD-UEと略記）、財団法人日本高等教育評価機構（以下、JIHEEと略記）である（最初に文部科学大臣による認証を受けた順）。

それぞれ評価方法は公開されているため、既存の資料とともに、認証評価における教育成果に関する評価について補完する情報を得るために、訪問調査を行った。

訪問調査は、大学基準協会（JUAA）に対しては2009年11月16日に、工藤潤氏（大学基準協会、大学評価・研究部部長）に対応していただいた（訪問者：望月）。日本高等教育評価機構（JIHEE）に対しては、2009年10月20日に、伊藤敏弘氏（日本高等教育評価機構、評価事業部部長）に対応していただいた（訪問者：早田）。それぞれの機関の報告は、各訪問調査担当者によるものである。なお、大学評価・学位授与機構については、公開資料にすべて掲載されているとのことであり、報告は齊藤が担当した。

## 4. 結果

### 4.1 財団法人 大学基準協会（JUAA）

#### 4.1.1 沿革

財団法人 大学基準協会（以下、JUAAと略記）は、アメリカのアクレディテーション団体をモデルに、1947年、当時の国公私立大学46校を発起校として設立された、大学及び短期大学の第三者評価を実施する自立的団体である。

1951年より、この協会への加盟を希望する大学及び短期大学に対して正会員としての適格性を判定するための「適格判定制度（アcreditation）」を実施してきた。その後、1996年からは、各大学等が実施する自己点検・評価を基礎とした「大学評価」及び「短期大学評価」を実施している。1996年以降、この協会による評価を受けた大学は、416大学を数える。

2004年、認証評価制度の施行に伴い文部科学大臣より認証されて「大学」「短期大学」を対象とする認証評価機関となり、日本で初めて認証評価を行うとともに、その結果を公表した。さらに、専門職大学院に対しても「法科大学院認証評価」及び「経営系専門職大学院認証評価」を行っている。

#### 4.1.2 組織

##### ○会員数

JUAAは、会員制を基本とする財団法人である。

会員校数は、正会員は、大学325校、短期大学6校を数える。正会員の他、賛助会員が、大学216校を数える（2009年4月1日現在）。

##### ○登録評価員数

JUAAの登録評価員数は、およそ1300名である。評価者は、正会員校の各学部・研究科から、それぞれ1名程度が選ばれている。

##### ○役員数

JUAAの役員数は、37名である（会長、副会長、専務理事、理事、監事）。

#### 4.1.3 JUAAの新しい認証評価システム

##### （「新大学評価システム」）の概要

JUAAは、第2期の認証評価の開始（2011年度～）に向けて、新しい評価システムを導入する。以下、大学評価説明会（2009年10月実施）の配付資料『新大学評価シ

ステムガイドブック－平成23年度以降の大学評価システムの概要－』に基づき、訪問調査で得られた知見を加えて、その概要を記述する。

基本姿勢は、「1) 自主・自律を掲げる大学にとって、評価とは、「されるもの」ではなく、自らの意思で「行うもの」であるという意識の定着を図る。2) 自己点検・評価の質を向上させ、自らの判断と責任において評価結果を改革・改善に繋げる内部質保証システムの構築を支援する。3) 多岐にわたって設定してきた従来の評価項目の数を大幅に削減することで、大学にとっても評価機関にとっても、評価に係わる負担を可能な限り軽減できるようにする」という3点に集約される。

##### ○認証評価の目的

JUAAの認証評価の目的は、「これまで同様、1) 大学基準協会が定める大学基準等に適合していることをもって、社会に対しその質を保証すること、2) 当該大学に設置される学部・研究科等を含む大学全体の改善を継続的に支援すること」である。これらに加えて、新システムでは、とくに以下の3点が重視される。「1) 自己点検・評価体制が整備され、確実に機能していること、2) 自己点検・評価に基づく改革・改善が着実に実行されること、3) 自己点検・評価における自己評価が、妥当なものであること」。

##### ○認証評価の実施体制

JUAAの認証評価の機関構成は、従来と同様、「評価者」によって構成される「評価チーム」から成る。評価チームにおける評価者の人数は、評価対象となる大学等の規模に応じて異なる。概ね、その大学等の学部・研究科数に1、2名を加えた人数の評価者が評価チームをつくる。

##### ○評価基準の構造

JUAAの評価基準は、「基準項目」及びそのそれに配された「評価項目」と「評価の視点」から成る。今回の新システム導入により、基準項目の数は、従来の15から10に削減・統合された。それらの項目は、以下の通りである。

###### 基準1 理念・目的

###### 基準2 教育研究組織

###### 基準3 教員・教員組織

###### 基準4 教育内容・方法・成果

###### 基準5 学生の受け入れ

## 基準6 学生支援

## 基準7 教育研究等環境

## 基準8 社会連携・社会貢献

## 基準9 管理運営・財務

## 基準10 内部質保証

これらの基準の下に、全体として50項目の「評価項目」が配される。また、それぞれの「評価項目」に関して「評価の視点」が明示されている。「評価の視点」は、「評価項目」の意味する具体的な内容の理解を助ける目的で付されたものであり、それら自体が認証評価の対象となるものではない。

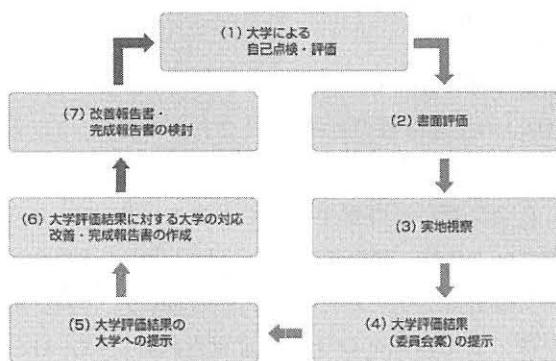


図1 JUAAの認証評価の実施手続き

### ○認証評価の実施手続

JUAAの認証評価は、図1 (JUAAのwebサイトより)に示す流れで進められる (詳しくは『「大学評価」ハンドブック』を参照)。

### ○認証評価に関わる結果とその公表

認証評価プロセスの最終段階で、別に定める判定基準により「認定」「保留」「不認定」の判定がなされる。「保留」とされた大学は、再評価の対象となる。再評価の結果、認定された場合、「認定」となる。「保留」とされた大学が、一定期間内に再評価を申請しなければ「不認定」となる。「評価報告書」では、上記判定結果が記されるほか、大学全体の状況について総評される。またそこでは、特筆すべき長所が記述されるとともに、問題点に対しては、改善・改革につながるアドバイスの記述がなされる。また、その報告書は、大学に届けられると同時に文部科学大臣に送られ、社会へ向けても公表される。JUAAによる認証評価の状況は表1のとおりである。

### 4.1.4 教育成果に関するJUAAの評価基準と指標

JUAAの新評価システムの仕組みの中に「教育プログ

表1 JUAAによる年度別の認証評価の状況(過去5年間)

年度	「大学評価認定」			「保留」	「不認定」
	合計	うち加盟判定	うち相互評価		
	審査認定	認定			
2004	33	15	18 <sup>(*)1</sup>	2	0
2005	25	11	14	0	0
2006	46	12	34	1	0
2007	51(1) <sup>(*)2</sup>			4	1(1) <sup>(*)2</sup>
2008	39			5	0

(\*)1 相互評価認定を受け、認証評価を受けていない1校を含む。

(\*)2 括弧内は2004年度評価で保留となった大学の再評価結果で内数である。

ラム」に関する評価項目と評価の視点を加えることについて、JUAAの評価基準における「基準4. 教育内容・方法・成果」で教育課程に関する基準が設定されている。そして、教育成果に関する評価基準とその指標については、基準4. 教育内容・方法・成果」で教育成果に関する基準が設定されている (表2)。

### ○教育成果の指標の評価プロセスでの活用法

個々の学生の学習成果を直接的／間接的に測る指標を分別すること、また、学生を個々人として／学生集団として見た場合の成果をそれぞれに測る指標を分別すること、さらに、短期的・長期的成果を測る指標を開発し、適用することが課題である。加えて、それらの指標の有効性を検証することも課題である。単に授業科目の履修成績のみならず、能力やスキルの獲得状況を評価する方法も考案されなければならない。個人の学習成果を間接的に測る手段としては、ティーチングポートフォリオの活用なども考えられる。また集団としての学習成果を測る手段としては、卒業生アンケートも活用されるべきであろう。就職率や国家試験の合格率なども指標となる。これらの指標の開発と適切な適用は各大学に任されている。それぞれの大学の個性や専門分野の特性を考慮した固有の指標の開発が望まれる。

### ○大学質保証に関する国際動向とJUAAのアウトカム(教育成果)評価とその指標

OECDのレビューにおいても提言として、評価の主体は第三者評価機関から高等教育機関へシフトすべきだという指摘がなされていた。この考え方は世界的潮流である。アウトカムアセスメントに関しては、例えばイギリスの大学では、定期試験による成績評価の他、学生の能力やスキルの獲得状況を評価するアンケートなどが行わ

表2 JUAAにおける教育成果に関する評価基準とその指標

基準項目	(4)教育内容・方法・成果	大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。また、こうした方針に即して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容と方法を整備・充実させ、学位授与を適切に行わなければならない。
評価項目	「教育課程・教育内容」	<p>評価の視点</p> <p>1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に解説し、教育課程を体系的に編成しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な授業科目の開設状況</li> <li>○ 順次性のある授業科目の体系的配置：〔例〕コースナンバー制の導入</li> <li>○ 教養教育・専門教育の位置づけ（学）：〔例〕学士課程における教養教育・専門教育の性格の明確化、教養教育の卒業要件単位数に占める割合</li> </ul> <p>2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学士課程教育に相応しい教育内容の提供（学）</li> <li>○ 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容（学）</li> <li>○ 専門分野の高度化に対応した教育内容の提供（院）</li> <li>○ 理論と実務との架橋を図る教育内容の提供（専院）：〔例〕国際的に通用性のある教育プログラムの編成と実施</li> </ul>
評価項目	「成果」	<p>評価の視点</p> <p>1) 教育目標に沿った成果が上がっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用：〔例〕養成する人材像・到達目標の達成度評価、目標の達成度を測る指標の開発、学位授与率、就職率・進学率、資格取得率など</li> <li>○ 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）：〔例〕学生による自己成長評価（Student Engagement）</li> </ul> <p>2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学位授与基準、学位授与手続きの適切性</li> <li>○ 学位審査および修了認定の客觀性・厳格性を確保する方策（院・専院）：〔例〕ベンチマークとの照合による学位の質保証、指導教員と学位論文審査主査の分離、複数指導教員制の徹底、学外者を論文審査委員として委嘱</li> </ul>

れている。質保証と質向上の第一義的責任は大学の側にあるという考え方は世界的に共通した考え方である。

#### 4. 1. 5 JUAAによる教育成果に関する評価の方向性

大学の内部質保証システムの充実が求められている。これは、大学とは自主的・自律的機関であるという根本的な考えに立って、各大学の自己点検・評価を尊重しながら、JUAAはその大学の評価システムが有効に機能しているかどうかを外部から検証するという立場を取ることである。

アウトカムアセスメントについても、同じ考え方から、その手法や教育成果を測定する指標は、各大学が自主的・自律的に開発すべきであるとしている。どのような手法、指標を用いるかは、それぞれの大学の専門分野に固有の特性や個性に従って多様な仕方で考案されるべきであり、評価機関の側から強制するべきものではない。

以上のように、各大学の自主性を尊重する形で、内部

質保証システムを充実し、かつ学生のアウトカムの質向上を図る方向で、新しい評価システムが運用されていくであろう。

#### 4. 2 独立行政法人 大学評価・学位授与機構 (NIAD-UE)

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、NIAD-UEと略記）については、本調査研究の時期がちょうど認証評価の訪問調査の時期でもあり、本研究に際して訪問調査を行わなかった。そのため、本稿の記述は、原則としてNIAD-UEの発行する概要、大学機関別認証評価実施大綱等の評価関係冊子、資料、機構ニュース、WEBサイト等の情報をもとにし、また筆者のNIAD-UEにおける経験をもとに分析を行ったものである。

##### 4. 2. 1 沿革

独立行政法人 大学評価・学位授与機構 (NIAD-UE)

は、学位授与機構の改組によって2000年に設置された機関である。1998年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」の中で、自己点検・評価の充実を図るとともに、第三者評価システムの導入などを通じて多元的な評価を行い、大学の個性を伸ばし、教育研究の内容・方法の改善につなげるシステムを確立する必要が示されたことを、具現化するための組織である。当時の法的な拠り所は国立学校設置法（2003年に廃止）であり、設置時には「大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること」が目的とされていた。

NIAD-UEは、2004年からすべての大学を対象とした本格的な第三者評価を実施することとし、当面は大学評価に関する経験を蓄積するため、学問分野・機関数を絞って段階的に大学評価を実施することとした。この試行的評価は、設置者から要請のあった国立大学及び大学共同利用機関（一部に公立大学を含む）を対象として、全学テーマ別評価、分野別教育評価、分野別研究評価の3つのテーマに分けて、2000年度から2003年度にかけて実施された。全学テーマ別評価では「教育サービス面における社会貢献」、「教養教育」等の4つのテーマ別評価が実施され、分野別教育評価、同研究評価では学部または組織を対象に、理学、医学、法学、教育学、工学、人文学、経済学、農学、総合科学の9分野に関する評価が実施された。4年間の実施期間で評価を実施した機関は122機関、延べ550組織に上った。

しかし、この第三者評価制度が本格実施となる前に現在の認証評価制度が形作られたことで、国の機関であるNIAD-UEも認証評価を行うこととなり、2005年1月に大学、短期大学及び専門職大学院のうち法科大学院の評価を行う認証評価機関として文部科学大臣から認証された。また、高等専門学校に関しても、2004年度に高等専門学校の認証評価の試行をおこない、2005年7月に高等専門学校の認証評価機関としても認証された。2006年3月には、大学、短期大学、高等専門学校の初めての認証評価結果を各機関に示すとともに公表し、2008年3月には法科大学院の初めての認証評価結果を各機関に示すとともに公表した。

また、NIAD-UEは、認証評価のみならず、文部科学省に設置された国立大学法人評価委員会からの要請を受け、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における業務の実績のうち、教育研究の状況につい

ての評価を実施することとされている。なお、国立大学法人評価委員会が、中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評定を行うに当たっては、この評価結果を尊重することとされている。

#### 4.2.2 組織

NIAD-UEは2004年4月に独立行政法人となり、現在に至っている。2009年現在、常勤役員3名、教員20名、事務系職員117名が在職しているが、NIAD-UEには大学評価事業のみならず学位授与事業があり、加えてそれぞれに調査研究、情報提供の役割も有している。また大学評価に関しても認証評価の他に国立大学法人等の評価があることから、この構成員の全てが認証評価の業務に携わっているわけではない。

NIAD-UEの運営には、業務運営に関する重要事項について審議を行う評議員会（20人以内）、及び事業の運営実施に関する事項で機構長が必要と認めるものについて諮問に応じる運営委員会（21人以内）があり、大学の学長や教員などの学識経験者に加え、社会からの多角的な観点を取り入れるために大学外の有識者が委員として参画している。

#### 4.2.3 NIAD-UEの大学機関別認証評価の概要

##### ○認証評価の目的

NIAD-UEの大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施している。

- ①大学機関別認証評価に関して、NIAD-UEが定める大学評価基準に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
  - ②評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
  - ③大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。
- また、それを実現するための基本的な方針として、1)大学評価基準に基づく評価、2)教育活動を中心とした評価、3)各大学の個性の伸長に資する評価、4)自己評価に基づく評価、5)ピア・レビューを中心とした評価、6)透明性の高い開かれた評価、を掲げている。基本的には、NIAD-UEが試行的大学評価や答申の趣旨などから設定したものであるが、多くは法として認証評価機関

に求められている内容ともなっている。

### ○認証評価の実施体制

大学機関別認証評価に関しては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会が設置され、認証評価の方法や大学評価基準の策定から評価結果の確定に至るまでを行っている。その下には、具体的な評価を実施するために対象大学の状況に応じた評価部会が編成される。評価部会には、各大学の教育分野やその状況などを勘案し、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者が評価担当者として配置される。評価担当者は、国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体に広く推薦を求め、その中からNIAD-UEの運営委員会等の議を経て決定される。その際、対象大学に関する評価担当者は、当該評価部会には配置しないこととされている。また、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容および方法等について十分な研修を受け、評価にあたっている。

### ○大学評価基準の構造

NIAD-UEの大学機関別認証評価の大学評価基準は、以下の11の基準からなる。基準とは、NIAD-UEが大学として満たすことが必要と考える内容である。そして、基準にはその基準を設定した意義・背景等を説明する趣旨が示され、また、基準ごとに、教育活動等の状況を分析するための基本的な観点が設けられている。実際の評価の作業は、自己評価においてもNIAD-UEの中での評価においても、この基本的な観点を単位として作業が進められる。各基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点及び大学が設定した観点の分析状況を総合した上で行われ、基本的観点を満たさないことがそのまま基準を満たさないという判断に直結するわけではない。ただし、法に触れている状態は別である。あくまでも、大学の目的に照らし、当該基準が大学としてふさわしいか、またその目的を掲げる大学として適切な状況にあるかが問われる。

#### 基準1 大学の目的

#### 基準2 教育研究組織（実施体制）

#### 基準3 教員及び教育支援者

#### 基準4 学生の受入

#### 基準5 教育内容及び方法（学士課程・大学院課程・専門職学位課程）

#### 基準6 教育の成果

#### 基準7 学生支援等

#### 基準8 施設設備

#### 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

#### 基準10 財務

#### 基準11 管理運営

なお、NIAD-UEは、大学評価基準とは別に、NIAD-UEが独自に行う第三者評価として、選択的評価事項を定め、大学の希望に応じて大学評価基準とは異なる側面から大学の活動等を評価している。選択的評価事項には、教育活動と関連する側面のみからでは十分に把握することが難しい「研究活動の状況」や、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を評価するための事項が設けられており、その事項に関わる各大学が有する目的的達成状況等について評価が行われている。

### ○認証評価の実施手続

NIAD-UEの大学機関別認証評価は、図2に示す流れで進められる。（なお、図2のフローチャートは、NIAD-UE「自己評価実施要項：大学機関別認証評価：付 選択的評価事項（平成22年度実施分）」25頁、別紙1の〈平成22年度に実施する大学機関別認証評価のスケジュール〉を転載したものである。）

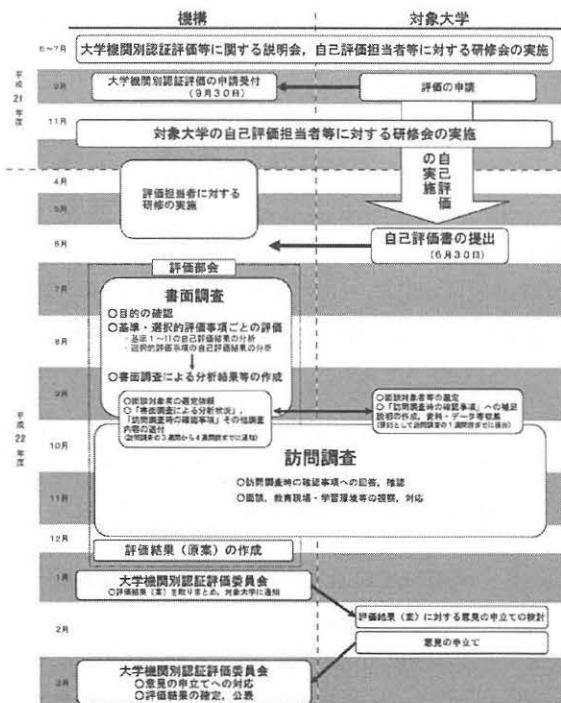


図2 NIAD-UEの認証評価の実施手続き

### ○認証評価に関する結果とその公表

NIAD-UEの大学評価基準を満たしているか否かの判断は、すべての基準を満たしていることをもって大学評価基準を満たしているという判断となる。なお、満たしていない場合には、その理由が示される。

他の認証評価機関と違って「保留」の制度が無いのは、NIAD-UEの認証評価の目的として、大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことを掲げており、いかなる場合でも判断を保留するということは社会に対して説明がつかないということ、そして米国のアカレディテーションのような加盟審査でも適格認定でもないことから、判断の保留、延期をする必要はないという理由からである。その意味でも、NIAD-UEの評価においては、「判定」という文言は使用されておらず、「判断」とされている。

また、大学評価基準を満たしていないとの判断が示されても、必ずしも再び評価を受ける必要はない。NIAD-UEが行うのは評価によって教育研究活動等の状況を明らかにし、大学にフィードバックするとともに社会に公開することであって、何かを定めることを意図してはいないのである。ただし、大学評価基準を満たさなかつたときには、大学の判断で「追評価」を翌年度以降に受け取ることができる。

NIAD-UEの「評価報告書」には、基準1から基準11のそれぞれにおいて当該基準を満たしているかどうかの判断、その根拠・理由、および基準ごとの「優れた点」、「改善を要する点」、「更なる向上が期待される点」が示されている。これらの評価結果は、学校教育法に基づき、大学に通知され、社会に公表され、そして文部科学大臣に報告される。

NIAD-UEは2005年から2008年まで64大学の機関別認証評価を行い、すべての大学で「大学評価基準を満たしている」結果となっている（表3）。しかしながら、どの大学にも「改善を要する点」が付されており、大学評価基準は満たしているものの、大学の持つ目的に照らしてより一層の改善を求める結果となっている。

表3 NIAD-UEによる年度別の認証評価の状況

年度	「大学評価基準を満たしている」	「大学評価基準を満たしていない」
2005	4大学（国立2、公立2）	0
2006	10大学（国立7、公立3）	0
2007	39大学（国立38、私立1）	0
2008	11大学（国立4、公立5、私立2）	0

なお、2009年度と2010年度の対象大学数は、申請に基づく数によればそれぞれ38大学（国立27、公立10、私立1）、25大学（国立7、公立14、私立4）となっており、過去4年間とほぼ同数の大学の認証評価を行うことが予定されている。

### 4.2.4 教育成果に関するNIAD-UEの評価基準と指標

11の基準のうち、基準6の「教育の成果」が該当する大学評価基準である（表4参照）。その趣旨からわかるように、大学の教育は教育自体が目的なのではなく、その成果を学生が享受すること、そして大学は学生が享受した、あるいは将来的に享受するであろう教育の成果を、適切な情報をもとに正確に把握しなければならないとしている。

そして、基準に上げられる項目はただ一つ、「教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること」であり、それを5つの基本的観点で把握するような構成となっている。

基本的観点①は、教育の成果の達成状況を検証・評価するための取組が実施されているか、そしてそれが適切かどうかを問う観点である。そして、教育の成果や効果が上がっているかを、様々な側面から確認する観点②から観点⑤がそれに続いている。観点②は、学生が教育を受け、卒業（修了）するまでのプロセスを客観的な情報でカバーしたものであり、そして観点③で学生自身の評価を求めている。観点④は、学生が卒業（修了）した後の進路等をカバーしたものであり、観点⑤で卒業生（修了生）や就職先等の関係者からの評価を求めている。

また、これらの観点は、基準9の「教育の質の向上及び改善のためのシステム」で使用されることが想定されている。NIAD-UEの認証評価は、他の機関のように、認証評価制度を外部質保証の機能としてのみで捉えてはいない。試行的大学評価により、大学は評価結果ではなく、評価を受ける前に改善を図っていることが明らかとなった。そこで、基準9では、大学が内部質保証の機能を有していること、そしてそれが機能していることまでも基本的観点として設定している。結果、その観点を満たすように大学が努力し、評価を受ける前に大学の内部質保証が実現することが期待されているのである。

### ○ 教育成果の指標の評価プロセスでの活用法

教育の成果に関する一連の基本的観点は、卒業（修了）するまでのプロセスと卒業（修了）後のプロセスとに分

表4 NIAD-UEにおける教育成果に関する評価基準とその指標

<p><b>基準6 教育の成果</b></p> <p>6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。</p>
<p><b>趣旨</b></p> <p>大学の教育の目的において、教育活動によって学生がどのような知識、技術、態度を身に付け、どのような人材となることを意図しているのかという点は、極めて重要です。大学の教育等に関する各種の取組が計画通りに行われ、実績を上げていることは重要ですが、最終的にはこれらの取組の成果は学生が享受すべきものであり、大学は学生が享受した、あるいは将来的に享受するであろう教育の成果を、適切な情報をもとに正確に把握しなければなりません。</p>
<p><b>基本的な観点（括弧内は自己評価の根拠となる資料・データ等例）</b></p> <p>6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育成果の把握状況や検証・評価に向けた活動状況が確認できる資料</li> <li>・具体的な検証・評価事例、改善事例等</li> </ul> <p>6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位修得率、学位取得率、進級率、卒業（修了）率、留年・休学・退学状況、成績評価の分布表、資格取得者数、各種コンペティション等の受賞数、卒業（修士・博士）論文、卒業制作</li> </ul> <p>6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料（学生による授業評価、学習達成度に関するアンケート調査資料、学生の満足度に関する調査結果等）</li> </ul> <p>6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職率、進学率、就職先、進学先</li> <li>・研究活動の実績や成果を判断できる論文の投稿状況等</li> <li>・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）</li> </ul> <p>6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業（修了）生に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料</li> <li>・就職先や進学先等の関係者に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料</li> </ul>

「大学評価基準（機関別認証評価）付 選択的評価事項（平成22年度実施分）」より作成

なお、括弧内の「自己評価の根拠となる資料・データ等例」は、「自己評価実施要項 大学機関別認証評価 付 選択的評価事項（平成22年度実施分）」より作成

かれ、そしてそれぞれが客観的情報（客観的評価）と当事者による評価（主観的評価）の両方を求めた形になっている。これほどまでに細かく教育の成果の基本的観点が設定されているのは、その趣旨にもあるように、大学が教育の質の向上を図る上で、成果の把握こそが極めて重要であるとの姿勢からであり、教育事業を「教育を行うこと」自体としてのみ捉えるのではなく、「教育を行うことで成果が生まれること」までを把握しようという姿勢を示している。仕組みだけではなく、その成果を見

るという姿勢は、ここでも一貫している。

学生の視点が一つの観点として独立しているのは、最も主要な利害関係者である学生こそがその成果を把握すべきという考え方からであり、この観点で学生による評価への最低限の参加が担保される。

また、卒業（修了）までと、卒業（修了）後とに観点が分かれているのは、政策評価等における事業の結果（アウトプット）と成果（アウトカム）の概念が反映されている。すなわち、自分達でコントロールできる結果

と、外部システムで発現する成果とに分け、実際に教育の成果の多くが発現している外部システムの状況を把握することの重要性を具現化している。

そして、それらを把握するための成果指標は、根拠となる資料、データ等例として示されている。NIAD-UEの認証評価は、根拠に基づく評価（evidence-based evaluation）を当初から表明しており、自己評価のすべての記述に対して根拠となる資料、データを要求している。第三者が評価をするためには、その裏付けとなる根拠が必要であることは当然であり、さらにNIAD-UEの場合、評価結果として基本的観点ごとの詳細な分析を報告書に記載する設計となっていることから、その必要性は特に大きい。

しかし、ある特定の根拠となる資料、データをNIAD-UEの側から求めるることは、試行的大学評価の経験から、評価対象大学の画一化をもたらす恐れがあることが認識されている。そのため、根拠資料、データ等は、あくまでも例示として示されている。これは成果に関しても同様である。さらには、「自己評価の根拠となる資料・データ等例」は、自己評価実施要項の本文中にではなく、「別紙」として掲載されており、このような様式でも根拠となる資料・データの例が「参考」であることを強く示している。なお、教育のプロセスに関しては、大学設置基準その他の関係法令等を満たしているか否かを分析する際の根拠として「大学現況票」が設定され、基礎的なデータが収集されているが、法令に準拠しているというその性質から、成果のデータは含まれていない。

また、成果指標の水準に関しても、何らかの決まり事を有しているわけではない。前述のように、法律によって最低限の水準が定められているような場合を除き、教育研究活動の良し悪しは、その大学が有する目的に依存する。基本的観点の判断や、優れているか、改善を要するかという判断は、すべて大学の目的に照らして評価されており、同じ水準であっても、大学の目的によっては良く判断されることも、悪く判断されることもあり得るという評価設計になっている。

#### ○大学質保証に関する国際動向とNIAD-UEのアウトカム（教育成果）評価とその指標

NIAD-UEでは、大学評価先進国やわが国と関わりの深い諸外国を中心に、評価機関等との連携協力や、シンポジウム・セミナーを開催するとともに、国際的質保証ネットワークなどに積極的に参画することにより、諸外国の質保証・評価に関する有用な情報を国内高等教育機

関へ提供することや評価事業自体の国際通用性を高めるために様々な活動を行っている（NIAD-UE webサイトより）。

具体的には、英国高等教育質保証機構（QAA）および中国教育部高等教育教学評価センター（HEEC）とは協力の覚書を交わし、連携協力をしている。また、高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク（INQAAHE）やアジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）に積極的に参加したり、インフォメーション・パッケージと称する情報提供ルールの開発を行ったりしている。

#### 4.2.5 NIAD-UEによる教育成果に関する評価の方向性

NIAD-UEの認証評価は、教育の成果に関する基準や内部質保証に関する基準を当初から含み、かつ志向しており、高等教育に関する新たな成果重視の動きに向けて舵を切る必要性は無い。原則としても変わらず、成果指標の選択は大学側の自己評価能力を表すもので大学側の責務と考えられており、NIAD-UEの側から要請をするものではないというスタンスである。AHELO等の国際的動向に関しても、現在の認証評価制度のままであれば、その採用は大学側の判断となるであろう。

### 4.3 財団法人 日本高等教育評価機構（JIHEE）

#### 4.3.1 沿革

財団法人 日本高等教育評価機構（以下、JIHEEと略記）は、2004年11月、大学の第三者評価を実施する財団法人として発足した。そして、2005年7月、「大学」を対象とする認証評価機関として、文部科学大臣より認証された。

#### 4.3.2 組織

##### ○会員数

JIHEEは、会員制を基本とする財団法人である。

会員校数は、305大学である（2009年9月17日現在）。なお、JIHEEの認証評価の受審の門戸は、非会員の大学に対しても開かれている。

##### ○登録評価員数

JIHEEの登録評価員数は、およそ900名である。

##### ○役員数

JIHEEの役員数は、20名である（理事長、副理事長、理事、監事）（全員が非常勤役員）。

## ○職員数

JIHEEの職員数は、23人である（うち、常勤職員数15人）。

### 4.3.3 JIHEEの認証評価システムの概要

#### ○認証評価の目的

JIHEEの認証評価の目的は、「各大学の教育研究活動の質」を保証すること、評価プロセスや結果の活用を通じて改革・改善に資すること、アカウンタビリティーの履行に資すること、「社会制度としての大学の自主性と自律性を保証し、各大学の自律的な発展を支援・促進」すること、にある。

#### ○認証評価の実施体制

JIHEEの認証評価の機関となる会議体は、国・公・私立の大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者で構成される「大学評価判定委員会」である。大学評価判定委員会は、15名程度の委員構成となっている。

大学評価判定委員会の下に、具体的な評価を行うため、「評価員」で構成される「評価チーム」が編成される。評価チームは、原則、5名程度の評価員で構成される。

また、評価手続期間中、受審大学からの意見申立てに対応するために、「意見申立て審査会」が置かれている。受審大学からの意見申立ては、評価チームによって調査報告書案が作成された時点と、大学評価判定委員会が評価結果を確定する前の段階で、受審大学に提示された同委員会の評価結果最終案に対して、2度にわたりこれを行なうことができる。

#### ○評価基準の構造

JIHEEの大学評価基準は、教育を中心とする11の「基準」で構成されている。

基準1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

基準2 教育研究組織

基準3 教育課程

基準4 学生

基準5 教員

基準6 職員

基準7 管理運営

基準8 財務

基準9 教育研究環境

基準10 社会連携

基準11 社会的責務

そして、各基準に設定された「基準項目」ごとに、そ

れぞれの大学が充たすことが必要とされる内容が規定されている。

さらに、各基準項目別に、学校教育法及び大学設置基準等の法令の遵守の状況を踏まえた「評価の視点」が設定されている。

なお、評価基準以外に、「特記事項」を設け、大学独自の取組みや特色ある活動等を自由に記述できることになっている。記述の内容如何により、関連する基準項目においてそれが評価対象になる。

#### ○認証評価の実施手続

JIHEEの認証評価は、図3に示す流れで進められる（なお、図3のフローチャートは、JIHEE「大学機関別認証評価システム（平成20年11月改訂版）」10頁の〈評価の基本スケジュール〉を転載したものである）。

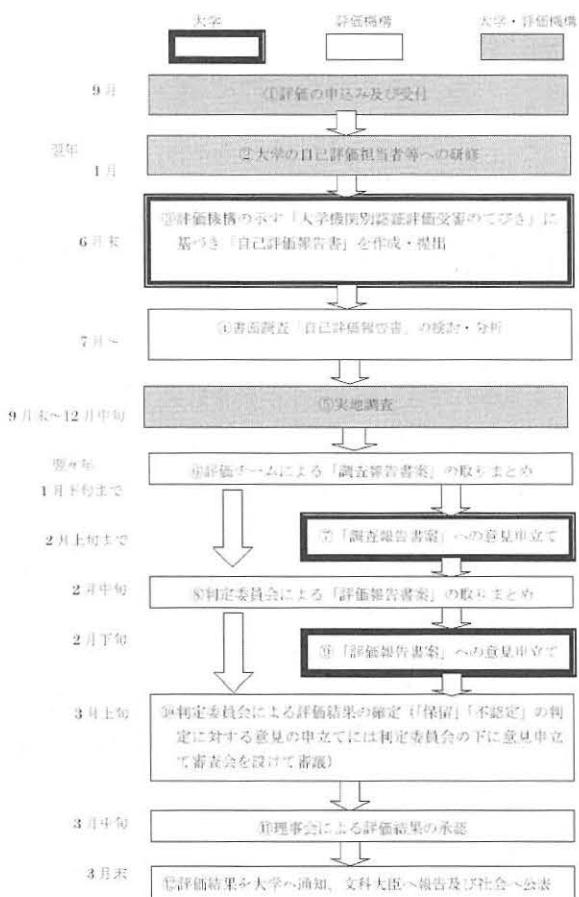


図3 JIHEEの認証評価の実施手続き

#### ○認証評価に関わる結果とその公表

認証評価プロセスの最終段階で、大学全体の状況につき、別に定める判定基準により「認定」・「保留」・「不認定」の判定がなされる（表5）。

「認定」とされた大学は、JIHEEの認定大学として地

位を得る。「保留」とされた大学は、再評価の結果、認定された場合、認定大学となる。「保留」とされた大学が一定期間内に再評価を申請しなければ、「不認定」となる。

「評価報告書」では、上記判定結果が記されるほか、大学全体の状況について総評が記述的になされる。またそこでは、特筆すべき長所が記述されるとともに、問題点に対しては、改善・改革につながるアドバイスの記述がなされる。

上記評価報告書は、大学に届けられ、文部科学大臣に報告されると共に、社会にも広く公表される。

表5 JIHEEによる年度別の認証評価の状況

年度	「認定」	「不認定」	「保留」	受審数
2005	4	0	0	4
2006	16	0	0	16
2007	37	0	1	38
2008	53	0	5	58

#### 4.3.4 教育成果に関するJIHEEの評価基準と指標

JIHEEの評価基準にあって、教育成果に関する何らかの基準が設定されているのは、表6に示すとおり「基準3. 教育課程」においてである。

「本基準の趣旨」は、大学が教育研究上の目的を達成するため、教育目的に沿った教育課程を編成し、学生にとって必要な学習量、教育評価の方法を定めることを求めることがある、とされる。

「基準3. 教育課程」中、教育成果に関しては、「基準項目」と「評価の視点」において次のように規定している。

#### 表6 JIHEEにおける教育成果に関する評価基準とその指標

基準項目	3-3	教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。
評価の視点	3-3 -①	学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

上記の「基準項目」、「評価の視点」は、2009年2月の大学評価基準の改訂に伴い新設されたものである。JIHEEが、改訂に伴いこれらの文言を新たに付加した大きな理由の一として、2008年12月の中央教育審議会「学

士課程教育の構築に向けて（答申）」及びそれに先立つ「審議のまとめ」等が、「学生の学習成果」を重視する観点から、「学士課程教育」の充実と「出口管理」の強化を求めたことが挙げられる、とされる。

このように上記規定が新設のことと相俟って、教育目的の達成状況を点検・評価することが、現時点では「努力」義務の段階にとどまっている（ちなみに、JIHEEの「短期大学評価基準」(2009.9)では、「基準項目 3-3」は、「教育目的の達成状況を点検・評価するための取組みが行われていること」とされており、義務規定に近い規定ぶりとなっている。今後予想される大学評価基準の改定の際に、現行規定も、短期大学評価基準と同様の文言に改められるものと推認される）。

また、教育目的の達成状況を点検・評価する手段として、「評価の視点 3-3-①」は、「学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査」、「学生の意識調査」、「就職先の企業アンケート」を挙げているが、これらは、いずれも、各大学に対しそうした活動の実施を求めたものではなく、あくまでも、教育目的の達成状況を点検・評価するための活動を裏付ける「任意の指標」として位置づけられるものとされる。

しかしその一方で、大学がアンケート調査を含む上記調査を行っている場合、JIHEEは受審大学に対し、同調査に係る一連の書面や集計結果・分析結果の載った資料の提出までをも求めている。また、必要に応じ、集計結果や分析結果の要旨等を、直接、「自己評価報告書」に取り組むことなども要請している。

ところで、上記の「任意の指標」には、卒時・卒後の教育成果を問うものと、在学中の教育成果を問うもの、に大きく区分される（「学生の意識調査」は、両者の性格を併有する）。上記のうち、在学中の教育成果を問うものとしては、「学生の学習状況」、「学生の意識調査」が挙げられるが、さらに、「学生の学習状況」からは、学生の出席率・留年率・退学率などの、「学生の意識調査」からは、授業アンケートなどの回収率、授業アンケートなどの結果、学生への聴き取り調査の実施状況、といった細分化された指標が導き出されるとされる。

#### ○教育成果の指標の評価プロセスでの活用法

JIHEEにあっては、現時点で、教育目標の達成状況に係る自己点検・評価の実施は、あくまで努力義務であり、JIHEEの設定する達成状況評価の指標も、あくまで「任意の指標」である。そうした大前提の下、JIHEEは、教育成果指標を、以下のような方法で評価プロセスにおいて

て活用していこうとしている。

JIHEEの設定する指標に合致した取り組みを大学が行い、かつ、そこで結果や成果が示し得ている場合、高い評価がなされる。結果や成果が示されていなくとも、「内容」についての検討がなされていれば、相当程度評価されている。

このように、指標に合致した各大学の取り組みの状況について、JIHEEとしてその検証を行っているが、その有効性の検証は、現段階ではなされてはいないとのことである。その理由として、今日の我が国の高等教育事情として、各大学は、カリキュラム変更を中心とする文部科学省への「届出」変更を頻繁に行っており、このような事情を反映して、上記取り組みに伴う結果や成果が教育改善に如何に有効に活かされているかの見極めが困難であることが、そうした取り組みの有効性の評価を難しくする大きな誘因となっている点が挙げられた。そして、今後、各大学にIR（Institutional Research）を行う組織が整備されその活動が本格化していくば、上記のような事情があるにもかかわらず、JIHEEとして、そうした取り組みの有効性を評価することも可能となるであろう、とのことであった。

ところで、JIHEEは、各大学における教育上の目的・目標と、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーとの整合性を、評価に当って大学に対し強く求めているとのことであった。そうした一環として、教育成果の指標として「資格取得」を挙げている大学に対しては、教育目標と当該資格との関連や、教育目標に準拠した教育の有効性と資格取得状況の関係について特に説明を求めている、とのことであった。

## ② 認証評価第2サイクルに向けた大学評価基準改定の方向性

上述の如く、2008年12月の中教審「学士課程教育の構築に向けて（答申）」が、「学生の学習成果」重視の方向性を示したことに加え、先の大学設置基準改正に伴い、いかなる人材養成を指向するかを明確化することが求められ、成績評価基準、授業計画の在り方等についても規定改正がなされたことを視野に入れ、JIHEEでは、現行の大学評価基準の抜本的見直しが計画されている。

具体的には、そうした見直しの方向性として、各大学の「使命・目的」の位置づけについて、これを明確かつ分かりやすいものとして規定整備すること、「教育」、「経営・財務」、「自己評価」といった大学の基本的な機能の差異に着目して規定全体を再整理すること、認証評

価システム全体を、エビデンス・ベースでの評価の方向に転換すること、等が模索されている。そして、2010年～2011年の2年間で、新基準並びにこれに依拠した評価システムの適切性や効果を検証するため、試行評価の実施を計画している、とのことであった。

## ○JIHEEの認証評価の仕組み中に「教育プログラム」評価の視点を加えることの可否

JIHEEの現時点での認証評価は、教育プログラム評価ということでいえば、各カリキュラムの検証・評価を行うにとどまっている。日本学術会議が、この課題に対処すべく、専門分野別基準の検討を進めているものの、その帰趨が現状で読めないことに加え、教育プログラム評価を行うことについては、大学機関別認証評価機関としての限界もあることから、当面、教育プログラム評価の手法の採用は考えてはいない、とのことであった。

## ○大学質保証に関する国際動向とJIHEEの教育成果指標

国際的な大学教育の質保証という観点を斟酌しつつ、JIHEEとして大学評価基準に教育成果指標を適切に位置づけることの意義は一概に否定されるべきではない。しかし、我が国の大学は、個々の大学がそれぞれ多様なアウトカムを標榜している中で、「グローバルに通用する教育目標を掲げ、それに対応させたアウトカム」を掲げ、その実現を実質的に目指す大学がそれほど多くないという現状を直視することも必要である。そうであるとすれば、この問題に直ちに対応させた基準設定をすることは、時期尚早ではないか、との意見が示された。

OECDによる「高等教育における学習成果の評価（AHELO）」についても、それが「入口」と「出口」を見るという仕掛けで動くことが予定されていない以上、JIHEEとして、AHELOの要求水準を、直ちに成果指標に取り込むことには否定的である。但し、受審大学の教育目的・目標中で、AHELOの要求水準を充たすような教育の実施を標榜されているのであれば、それに対応させた評価を行うこともありうる、との見解が示された。

## 4. 3. 5 JIHEEによる教育成果に関する評価の方向性

少子化に伴う学生の資質能力の多様化や大学における「出口管理」の一層の強化を求める労働市場からの要請、さらには昨今の高等教育改革の動向等を背景に、JIHEEも、教育成果の評価に関わる評価基準を設定し、その運用に着手した。そして、認証評価第2サイクルを目前に、大学評価基準における各大学の教育目的・目標の位置づ

けの一層の明確化を軸に、教育成果の十全な評価を各大学に促し、その結果を教育上の効果を高めることに連結させることを可能ならしめる新たな基準設定への模索が進められている。

JIHEEは、「評価の基本的な方針」として、「大学の特性、特徴に配慮した評価」の実現を標榜している。こうした方針の具体化の一環として、大学は、JIHEEに提出する「自己評価報告書」において、「特記事項」として当該大学の特徴的取り組みを自由に記述できることになっている。そして、JIHEEは、その記述内容を適切に判断し、適宜、関連する基準項目によってこれを評価するというシステムを採用している。

複数の教育指標の提示を含む教育成果に関わるより充実した評価基準の設定にむけたJIHEEの新たな試みは、JIHEE自身の教育活動重視の認証評価の有効性をより高めることに貢献し得よう。それと同時に、上記のような「特記事項」を今後とも堅持することにより、大学の建学の精神や使命、教育上の目的・目標に適った多様で特色のある教育評価の営為がそれぞれの大学で豊かに展開され、これに伴って、大学の個性を重視するというJIHEEの認証評価の特質も、将来に亘り、十二分に發揮されることになろう。

## 5.まとめ

以上のように、大学を対象とした認証評価の観点から、大学の教育成果の把握について、その評価設計を俯瞰してきた。総じて言えることは、どの認証評価機関も教育・学習の成果を評価する方向にシフトしているということである。これまでに指摘したように、2004年に導入された認証評価制度では最低限の質の保証に重点が置かれ、法的には教育の成果の評価は必ずしも要請されていないこともある、明示的にはNIAD-UEだけが教育成果の基準を有していた。

このことは、NIAD-UEが、認証評価が導入される前の2000年からの試行的大学評価において、当該大学の設定した目的・目標に即した達成度を中心とした評価を実施していたことが影響している。すなわち、NIAD-UEの試行的大学評価における分野別教育評価では、対象組織の現在の教育活動等の状況について、次の6つの項目別評価が実施された。1) アドミッション・ポリシー(学生受入方針)、2) 教育内容面での取組、3) 教育方法及び成績評価面での取組、4) 教育の達成状況、5) 学生に対する支援、6) 教育の質の向上及び改善のためのシ

ステム、である。ここにインプット、プロセス、アウトプットの出入力システム及びフィードバックシステムが明確に示されており、この評価の構造は、教育の成果(システムの外で発現する)を加えてほとんどそのまま認証評価に受け継がれた。そして結果的に、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーにも対応するものとなっている。

最低限の質保証を求めた第一期の認証評価期間を終え、すべての大学の最低限の質保証がたとえ名目上でも完成したとき、評価の目的は勢い質の向上と説明責任に移るのは必然である。この場合、社会からの要請への対応として、成果の明確化と質の向上を図るという態勢に落ち着くことは必然であろう。

さて、教育・学習成果の測定および指標について、現在の認証評価機関の対応を考えた場合、その指標の選択は大学の自律性を最大限に認め、大学に委ねられる公算が大きい。評価指標の選択とともに、それを実行に移す必要性から、大学の自己評価能力が問われることとなるだろう。認証評価機関が定める教育成果に関する基準や、例として示された成果指標は、どの評価機関もさほど変わりがない。すなわち、今から誰もが驚くような新しい成果指標が発見されるということはほとんどないと言える。現状の成果指標の例とともに、各大学が自らの理念や目的に照らしてふさわしい評価指標と、達成すべき水準を定め、それに向けて内部質保証をする必要がある。そしてそれは、JUAAの工藤氏の指摘によるCHEA(Council for Higher Education Accreditation)の声明や、あるいはINQAAHE(International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education)のPolicy Statementで「質の第一義的責任は高等教育機関にある」と明記されているように、大学の内部質保証は明らかに各大学の責務とされる。

しかし、その一方で、社会から求められているのは大学に関する意志決定に利用可能な「比較可能性(comparability)」である。大学の自律性、多様性に最大限に配慮しつつ、社会からの支持を如何に取り付けるか。画一化を招きかねない共通指標を取り込むべきなのか。似た性質を有する大学間で、相互に共通指標を持つべきなのか。大学評価には依然として、相互に排反する目的が突きつけられている。

## 参考文献

大学基準協会(2004)『「大学評価」およびその解説』

大学基準協会(2009)『「大学評価」ハンドブック』(平成

21) 年度評価者用, 2010(平成22)年度申請大学用】  
 大学基準協会(2009)『新大学評価システム ガイドブック－平成23年度以降の大学評価システムの概要』  
 大学評価・学位授与機構(2009)『平成21年度 大学評価・学位授与機構概要』  
 大学評価・学位授与機構(2007)『大学機関別認証評価実施大綱(平成21年度実施分)』  
 大学評価・学位授与機構(2008)『大学評価基準(機関別認証評価)付 選択的評価事項(平成21年度実施分)』  
 大学評価・学位授与機構(2007)『自己評価実施要項 大学機関別認証評価 付 選択的評価事項(平成21年度実施分)』  
 大学評価・学位授与機構(2009)『機構ニュース』, vol.77.  
 大学評価・学位授与機構(2008)『機構ニュース』, vol.65.  
 中央教育審議会答申(2002)『大学の質の保証に係わる新たなシステムの構築について』  
 中央教育審議会(2008)『学士課程教育の構築に向けて(答申)』  
 中央教育審議会(2008)『学士課程教育の構築に向けて(審議のまとめ)』  
 日本高等教育評価機構(2008)『大学機関別認証評価システム(平成20年11月改訂版)』  
 OECD(2009) "Roadmap for the OECD Assessment of Higher Education Learning Outcomes (AHELO) Feasibility Study, 2nd Version", OECD. (<http://www.oecd.org/dataoecd/4/39/43176092.pdf>)  
 The Secretary of Education's Commission on the Future of Higher Education (2006) "A Test of Leadership: Charting the Future of U.S. Higher Education", U.S. Department of Education. (<http://www.ed.gov/about/bdscomm/list/hiedfuture/reports/pre-pub-report.pdf>)

## webサイト

財団法人大学基準協会 (JUAA)

<http://www.juaa.or.jp/index.html>

独立行政法人大学評価・学位授与機構 (NIAD-UE)

<http://www.niad.ac.jp/index.html>

財団法人日本高等教育評価機構 (JIHEE)

<http://www.jihee.or.jp/index.html>

## 【資料】

### 「大学基準協会の新大学評価システムに関するインタビュー」

話し手: 工藤 潤 氏 (大学基準協会)

聞き手: 望月太郎 (大阪大学大学教育実践センター)

日 時: 2009年11月16日 (月) 14時~15時

場 所: 大学基準協会 (東京, 市ヶ谷)

### 新大学評価システム——導入の背景

(望月) 大学基準協会の新しい認証評価の基準について、とくに教育成果の評価、いわゆるアウトカムアセスメントを中心にお

話をおうかがいできればと思っております。

(工藤) これまで大学評価を実施してきて、いくつか問題点が出てきました。大学基準協会は、認証評価制度が導入される以前から大学評価を行ってきましたが、平成16年から認証評価制度が導入されて、それ以後は認証評価も各大学が行う自己点検・評価を基礎に行うかたちで進めています。大学の改善・改革に結び付く自己点検・評価を、まず各大学にやっていただく必要があります。アメリカのアケレディテーション団体がやっていた、いわゆる“self study”を一つのモデルに、各大学の自己点検・評価に基づく評価システムを作ってきました。

具体的に述べると、それぞれの大学が、どういう目的を立て、そして、そこでその目的に向かって、どのように教育・研究活動が展開されているか、さらに、そのとき、どういう問題があり、また問題があった場合は、どう改善していくのか、という一連のプロセスが大事だろうということです。つまり、問題点を洗い出し、それを改善に結び付けるという、そこまでを各大学に対して自己点検・評価の中で求めているわけです。

しかし、評価を実施してみて、各大学から提出される自己点検・評価報告書が、実際には必ずしも改善に結び付くような仕方では作成されていない、あるいは自己点検・評価そのものが客観的に行われていないという問題点が出てきたのです。

認証評価制度が施行されるようになってからも、そういう現状は必ずしも変わっていません。そこで、平成23年度以降、大学の改善・改革に結び付くなど自己点検・評価の実質化が図られるような仕組みにしようと考えて、今回、新しいシステムを作りました。

システムを新たに変更する背景は、各大学の自己点検・評価の実質化が図れるようにという意図に加えて、もう一つは、現行の評価システムがかなり複雑だということがあります。例えば、大阪大学は、現在、大学評価・学位授与機構の評価を受けていますが、もし大学基準協会の評価を受けることになると、各学部・研究科単位で、その教育研究内容を見る専門分科会を作って、さらに全学的事項にかかわるものについては全学分科会を作らなければなりません。また、それぞれの分科会について評価に当たる評価者を用意しなければなりません。各分科会から報告書が上がってきて、それを一つに集約して評価結果をまとめる。このように評価プロセスが複雑であり、また評価プロセス全体をコーディネートしていく事務局の仕事もハードなってきているので、もっと効率的に、もっとシンプルにやっていこう、ということでシステムを改革したということです。

### 大学の内部質保証システムの充実が求められている

(工藤) まず、内部質保証システムをしっかりと構築していただき、これまで大学基準協会の専門分科会でやっていた教育プログラムの評価は、大学自身の責任で行っていただく。つまり、各教育の内容・方法については、大学自身が自らそれをしっかりと客観的かつ適切に検証する。大学基準協会は、そうして各大学が行った教育プログラムの評価が有効に機能しているかどうかを中心に見ていこうというわけです。大学は、自主的・自律的機関であるという考えに立って、教育の質保証もまず大学が主体でなければいけないとわれわれは考えます。そして、そ

した評価システムがうまく機能するように支援していく立場を取るべきではないかという考え方が、この新しいシステムの導入の背景にあります。

アウトカムアセスメントの問題にしても、評価機関側が大学での学生の学習成果を直接的に評価するなどということは、今までやったことないです。むしろ大学が、どのようなアウトカムアセスメントの手法を取るのか、またアセスメント結果をどうフィードバックさせるのかを、今後も評価していく。従来もそうでしたが、そういうことを考えています。

教育目標に沿った成果が上がっているか。あるいは学位授与は適切に行われているか。「評価の視点」にあるように、学生の学習成果を測定するための評価指標の開発を各大学においてやってもらう。さらに、その適用、つまり、開発された指標を用いて学習成果を測定する手法を開発してもらう。そうして教育の質を向上していただくというのが、われわれが考えているところです。

### ディプロマポリシーの重要性

(工藤) 学習成果の測定、評価指標を作る際、まず基本になるのは学位授与方針、いわゆるディプロマポリシーです。中教審でも、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針という三つのポリシーの明確化が答申(『学士課程教育の構築に向けて』)の中でも求められていました。大学基準協会においても、新評価システムでは、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー、これらの三つのポリシーの明確化を求めています。学位授与方針において、その大学として、どういう学生を育成していくのか、具体的にどういう学習成果を期待するのか。はっきりと明示していただく。まず大学単位で大きな方針を立てて、次いで各学部・研究科で固有の学習成果に関する方針も決定していただくことになると思います。

学位授与方針を立てて、そのもとで具体的な学習成果を4年間の学士課程教育の中でどのように実現していくか。それが軌道に乗っていけば、いわゆるアウトカムアセスメントとも連動していくのではないかでしょうか。学位授与方針を明確にしないまま、アウトカムアセスメントを実施せよと言っても無理があるのではないかという気がします。

(望月) そうしますと、まず新システムの第一の特徴としては、あまり大学の内部に立ち入らないで評価を行うということですね。機関別評価のみに焦点を絞って行うということで、教育プログラムの評価そのものからは手を引くということですね。

### 自主的・自律的な大学評価の基準

(工藤) 基本的な考え方としては、教育プログラムの評価は、直接的にはまず大学が行うということです。

(望月) 後退するのではないかと……。

(工藤) 文科省は、法令との関係をチェックしてほしいという意向を持っています。文科省からの要請もあり、[評価項目と] 法令との対応表を一応作りました。

もう一つは、評価を受けた大学に大きな問題があったときに、あるいは基準に適合しなかったというときに、何の法令、設置

基準の第何条に違反しているのか、それを評価結果の中に明記することか可能かどうかを、文科省と協議したこともあります。

しかしながら、評価機関は、自ら定めた評価基準に基づいて評価しているわけで、法令に基づいて適否を出しているわけではありません。法令を中心に評価するということでは、評価機関は文科省の下請け機関になってしまいます。大学基準協会は戦後、当時の文部省とも一線を画して大学の評価をやってきました。大学人が自主的に集まって作った機関ですから、国の関与は受けなかったのです。基本的には大学自身きちんと管理していただき、問題があればそれを是正していく。そういう方向を促していくというのが大学基準協会のスタンスです。

(望月) つまり設置基準に基づく事後審査のようなものではないということですね。

### 質保証とは何か——質の向上を自ら目指す大学でなければならない

(工藤) そうです。よく質保証と言いますね。今、中教審でも質保証のあり方について議論になっているようです。今年、イギリスに調査に行く機会があって、イギリスでは質保証の概念をどのように捉えているか尋ねたときに、それは、一定の基準を満たしているかどうかを、大学自身が客観的な根拠、エビデンスを用いて証明することだと言っていました。

つまり、証明することが重要だと言っていたのです。大学自身が教育や研究の質を証明するということは、まず、質保証の主体が大学にあるのだということです。それから、保証する行為を確かなものとするために「証明」という概念が出てくるのだろうと思います。さらに、単に基準を満たしているだけではなく、もう一步進んで質をどう向上させていくのかが問題です。クオリティ・アシュアランス(質保証)からクオリティ・エンハンスメント(質向上)へ。クオリティ・アシュアランスとクオリティ・エンハンスメントは、概念は違うけれども、両者は密接に絡んでいるとも言っていました。

イギリスの政府や資源配分機関は、質保証すなわち基準をクリアしているかどうかを重視し、そのことをQAA(Quality Assurance Agency)に対して強く求めているようです。しかし、基準を満たしているかどうかだけではなく、質をどうやって向上させていくのかが、むしろそこが重要ではないかと、大学側もQAAも考えているようです。日本でも同じように、認証評価に対して文科省は法令を満たしているかどうかだけに目が向いているようです。認証評価では、大学が質をどのように向上させていくのか、それをどう支援していくのかといったことはあまり関心がないようです。ですから、認証評価機関に対して、法令順守の厳格なチェックだけを要求してくる。戦後、大学基準協会は、大学人が集まって自ら質向上を図ることを理念に設立されました。その理念は今でも堅持されているのです。ですから、評価の中でも質保証と同時に、その質をどう向上させていくのか、この視点が、われわれにとって重要なのではないかと思います。

(望月) つまり、最低基準を満たしていることに加えて、各大学の持っている個性をいかに伸ばしていくかが、視点として大事

だということですね。

(工藤) そういうことです。

#### 達成度評価と水準評価について

(望月) 評価の方法論に、その考え方を適用していくと、アクティベーション（適格認定）を行うだけではなく、加えて達成度評価や水準評価も行っていくという形になってくると思うのですが。

(工藤) 達成度評価と水準評価についての考え方に関して、今回の【新大学評価システムの】説明会で質問を受けました。大学基準協会は認証評価機関として、水準に関する評価の際には、高等教育機関として相応しい水準を有しているかどうかを見ていきます。実際の評価の中で、評価者がそれをチェックしたり、あるいは評定を付けたりしていたのですが、今度の新しいシステムでは、それも大学が自己点検・評価の中で行うべきことだとしています。基準協会としては、達成度評価や水準評価の仕組みを大学が固有に構築して、そしてその仕組みをうまく機能させて、またその結果を改善にフィードバックさせているかどうか、その有効性を基準協会側が評価していく。そういうやり方を今度の新しいシステムの本旨とすべきではないかと思っております。ただ、評価の具体については、今、協会内の委員会で検討しているところです。基本的には、達成度評価、水準評価についても、評価機関から大学の方に実施主体をシフトしていく必要があるのだと思っています。

(望月) そうしないと、画一的な評価になってしまう危険があるということですね。

(工藤) そうですね。

#### アウトカムアセスメントの指標と手法の開発、評価プロセスでの活用法

(望月) 新システムの「基準項目」の4番目にある「教育内容・方法・成果」の中で、教育評価の指標そのものの開発は各大学に任されるという主旨の記述があります。それに関して、指標の開発を適切に行っているかを見る「評価の視点」があったかと思いますが、実際には、どのような見方をされるのでしょうか。

(工藤) いわゆるアウトカムの評価はやはり難しいですよね。各国の現状を見ても、試行錯誤されているようですし、日本でもいろいろなやり方が試みられているところだと思います。定期試験なども、もちろんそれに相当すると思います。いろいろな観点があり得ると思うのですが、切り分けるとすれば、まず学生に対して、直接的にアウトカムを見る視点と、間接的にそれを評価する視点が成り立つのではないかと思います。さらにもう一つ、学生個人を対象とする視点と学生集団を対象とする視点があり得るのではないかでしょうか。

例えば直接的に学生個人の学習成果を評価するとしては、まず試験があります。定期試験のようにやるもの以外にも考えられます。イギリスの場合だと、授業シラバスの中でいわゆるラーニング・アウトカムを必ず書いています。つまり、ある授業科目では学生に対して、どういう能力を習得させることを目指すのかが明示されています。例えば、コミュニケーション・

スキルとか、あるいはクリティカル・シンキングとか、そこに書かれているわけです。イギリスの多くの大学には、質保証を司る部局が設置されていますが、ロンドン大学のキングスカレッジでは、こうした部局でプログラム・レビューのマニュアルを作成して、そのマニュアルの中でアウトカムアセスメントのための指針を示しています。例えばクリティカル・シンキングの能力を見る場合だと、ある例題を出して、学生にそれに対する考え方を述べさせる。そのとき、きちんと論理的に述べられるかどうかを見る。あるいはプレゼンテーション能力を見る場合には、授業の中でプレゼンテーションをさせたりして、そこで評価している。

日本の場合、一学期の授業があったら、その学生の能力を判断するために、期末試験をやって、それで決めてしまう。しかし、イギリスでは、一発勝負ではない。授業のあらゆる場面でアセスメントの機会を作り、いろいろな角度から見ているのです。ただ、日本の場合、大人数教室で、はたしてそれができるのか、なかなか難しいのですね。

今、述べたのは、学生個人の学習成果を直接的に評価する方法についてです。学生個人を間接的に見る方法としては、例えばラーニング・ポートフォリオを作り、学生自身に目標を立てさせ、それに向けての学習の進捗状況を自分で把握させて、それを管理していくというのも一つのアセスメントの方法です。

他方で、学生個人ではなくて学生集団に対して行うアセスメントとしては、アンケートをとる方法があると思います。卒業した時点で、例えば、実際に4年間の学士課程教育を受けて、例えばクリティカル・シンキングの能力が身に付いたと思うかなどについて、学生に対するアンケート調査を行うものです。

学生集団を間接的に見る方法としては、例えば就職率や国家試験の合格率などを見ていくという方法もあるでしょう。アウトカムアセスメントを行う場合、いろいろな方法を用いて、さまざまな角度からやるべきなればいけないし、それともう一つ、その大学の特性や専門分野を考慮しながら固有の指標を開発していくべきだろうと思います。さらに、教育の改善につながるようにしていかなければ意味がないと思います。今後、大学基準協会としては、そういう点を見ていくことになっていくのだと思います。

(望月) 卒業後、10年ぐらいしてから、その大学を卒業した学生が、どのような社会的評価を受けているかということもあるでしょう。最近は、大学ランキングもありますし、雑誌などでも、どの大学の卒業生は、どれだけ「使える」かなどと、いろいろ評価をしていますね。しかし、長期的成果を測定するのは、とても難しいことだと思います。

(工藤) 難しいですね。教育というものは、そう簡単に成果が表に出てくるものではないと思います。あまり短期的に成果を求めるのも、どうかな。事業仕分けではないですか (笑)。

とはいって、大学がアウトカムアセスメントについて、何の取り組みもせずに、自分たちの行う教育が本当に学生に届いているのか、彼ら／彼女らの心に響いているのかに無関心でいていいわけはありません。それを確認するのは、やはり当然のことではないかという気がするのですね。

(望月) 同窓会の組織なども非常に重要になってくるわけです

ね。

(工藤) そうですね。

#### 大学が行う教育プログラム評価、FDについて

(望月) 新しいシステムの評価項目「教育課程・教育内容」(基準4)では「評価の視点」として、教育プログラムの評価も含まれていたかと思うのです。教育成果について長期的な検証を行っているか、その結果を教育課程や教育内容、方法の改善に結び付けているかを見る評価項目がありますね。これは、評価項目として挙げられているので、そうした検証や教育課程・教育内容・教育方法の改善が義務付けられたと理解していいわけですね。

(工藤) はい。教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結び付けているかを見ていきます。これは、じつはFDに関する視点ともオーバーラップするのです。

設置基準にFDの規定がありますね。「FD」とは言っていますが。今まで大学基準協会では、FDに関する評価項目は「教育方法」のところに入っていたのです。これを、今回は「教員・教員組織」のところにも入れました。

FDについての考え方が、法令上、授業内容や授業方法の改善に矮小化されている感じがある。しかし、もともとFDというものは、教育だけではなくて、研究にももちろん関係しています。その観点から、今回は「教員・教員組織」の中に入れたのです。

有本先生が紹介しているように、アメリカのボイラーは、教員には四つの資質が求められると言っています。一つは、the scholarship of discovery、研究のための資質、二つ目は、the scholarship of integration、自分の専門分野とその周辺領域を統合させていく資質、三つ目は、the scholarship of application、研究成果を社会に適応させていく資質、4つ目が、the scholarship of teaching、教育のための資質です。これらの四つの資質が、大学教員には必要だということだと思うのですが、FDにおいて、もちろんteachingも重要ですが、FDをteachingだけに矮小化するのではなく、FDに関してもう少し広い概念を持つ必要があるのだろうと思うわけです。というわけで、「教員・教員組織」の中にFDについての評価の視点を入れたのです。

(望月) 確かに日本のFDはteachingに矮小化されている傾向がありますね。そのせいで、研究のための時間がどんどんなくなってしまいますからね。

内部質保証システムを各大学が充実して、自主的・自律的に内部質保証システムを確立していくことが大きな方向性ですね。これには、ある意味、機関レベルで学問の自由を担保するという大きな意義があるかと思うのですが、他方、実際に機関の内部に入ってみたときに、同じシステムが本当にそこで、

学問の自由を担保するようなシステムとして機能しているかどうかは、また別のレベルの問題になってくると思うのです。

私どもは国立大学法人ですので、今年度は中期目標・中期計画の最終年度に当たっています。中期目標・中期計画の達成が強く大学の内部で求められています。すると、反対に、中期目標・中期計画に掲げられていないことは、どれだけ精出してやっても評価されないのだから、そういうことはやって仕方がないのだという空気が出てくるわけですね。そうすると、建前では各大学が自主的・自律的に目標・計画を管理して、評価を内部で実施していくのだということになっていても、結局、内部では逆にコントロールが強まってくる。特に国立大学の場合、国立大学法人評価などに接していると、そういう傾向が実際あると思うのです。

#### 国際的動向との対応

(望月) 最後に、もう一つおうかがいしたいことは、新システムの構築が、国際的動向とどのように対応しているのか。例えばOECDでも新しいシステムを作ろうとしています。

(工藤) OECDのレビューでも、評価の主体は、第三者機関から高等教育機関にシフトすべきだと提言されていました。その考え方は、世界的潮流だと思います。EU諸国でもそういう考えがあります。アメリカでも何年か前に、連邦教育省長官のスペリングスが、いわゆるアウトカムアセスメントをアクレディテーション団体に求めたときに、アメリカの評価機関の上層部のCHEAがそこで声明を出しました。質保証の第一義的責任は大学にあるのだとはっきり明言しているのです。質保証の責任は大学がまず負わなければいけない。この考え方は世界的に共通した考え方であり、そういう意味では、われわれも同じ考えに立って新しいシステムを作ろうとしているので、世界的な流れから逸脱するようなことではないだろうと思っています。

(望月) いわゆるアウトカムアセスメントに関しては、これも国際的な動向と沿っていると考えられますか。

(工藤) アメリカでもアクレディテーション団体は、大学に対してアウトカムアセスメントを行うことを求めています。では、具体的にどうしろというのか。アメリカの大学は多様ですから、一律には決められません。多様性の中で、それぞれの大学の主体性を尊重しながらやっていくのだろうと思います。一つの物差しで測ることはしません。大学の特性や専門分野を考慮しながら評価していくというスタンスです。

(望月) 今日は、長い間、どうもありがとうございました。

(さいとう たかひろ 大学教育実践センター・准教授)

(もちづき たろう 大学教育実践センター・教授)

(はやた ゆきまさ 大学教育実践センター・教授)